

## 横断歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

この募集要項は、以下の公共施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する企業に関する募集方法等を定めたものです。

### 1 ネーミングライツ事業の目的

ネーミングライツ事業は、本町と民間事業者等の契約により、民間事業者等に施設等の愛称を付与する権利を与え、町がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）として、金銭を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業です。

ネーミングライツを民間事業者等に付与することを通じて、公民連携による施設等の魅力向上や地域の活性化を推進するとともに、施設運営等に係る新たな財源を確保し、本町の財政の健全化に寄与することを目的とします。

### 2 対象施設

| 番号 | 施設名、所在地                    | ネーミングライツ料<br>(年額) | 契約<br>期間 |
|----|----------------------------|-------------------|----------|
| ①  | 南中横断歩道橋<br>群馬県邑楽郡大泉町大字吉田地内 | 30万円以上            | 5年       |
| ②  | 西小横断歩道橋<br>群馬県邑楽郡大泉町大字坂田地内 | 40万円以上            | 5年       |

※ネーミングライツ料は、町が希望する金額で、消費税及び地方消費税を除く金額です。希望金額未満でも応募することができます。

※ネーミングライツの期間（施設に愛称を付与する期間）は、協議により決定します。

※契約期間中のネーミングライツ料については、毎年度一年分を町が指定する日までに一括で納入していただきます。年度の途中での契約については月割りで計算をし一括で納入していただきます。

※契約の更新を希望されるネーミングライツパートナーは、契約期間の満了する9ヶ月前までに文書で町に通知することで、翌年度以降の契約に係る優先交渉権を得るものとします。

### 3 募集概要

#### （１）愛称付与の条件

- ①町民や施設利用者に親しまれ、町民の理解が得られるもので、スポンサーの企業名等（商号、店舗名、商品名、ロゴマーク）を付けた愛称とします。
- ②町民や施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできないこととします。

#### （２）使用できない愛称

- ①飲酒運転又は危険運転を推奨または連想させるもの
- ②近隣の地域名を含むなど、施設の所在地を誤認させるおそれがあるもの

- ③法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ④人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑧その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

### (3) 命名権の範囲

#### ①施設への表示

町と協議して施設に愛称を表示することができます。

※愛称の表示内容・方法については、町と協議のうえ決定します。

- ②ネーミングライツパートナーが発行する出版物や自社のホームページなどでネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- ③町の広報紙やホームページなどにおける施設等名称は、愛称の使用を基本とします。

### (4) 表示上・施工上の留意事項

愛称の表示にあたっては、次の①～③の基準を満たす必要があります。

#### ①表示面積

- 1) 表示位置は、原則として歩道橋の桁面の左側（走行車線側）とし、既存の施設名称、所在地名等の表示、下地を含め、面積は一面につき3平方メートル以内（両面の場合は両面で6平方メートル以内）かつ一面につき同一壁面面積の2分の1以内とする。
- 2) 上記1)の表示面積6平方メートルには、既存の施設名称等を覆うためだけに施工する面積は含まないものとする。

#### ②表示方法

- 1) 塗装または橋桁にシールを貼り付けることにより表示すること。
- 2) 愛称表示は同一壁面につき1箇所とする。
- 3) 既設の標識等から50センチメートル以上間隔を空けるものとする。
- 4) 所在地名等が表示された部分に名称を表示する場合は、所在地名等を復元すること。

#### ③表示内容（文字、企業ロゴ、マーク等）

- 1) 文字は日本語及び英語アルファベットに限る。
- 2) 企業ロゴやマークについては、スポンサーが権利を有するものである場合に限る。
- 3) 配置や書体については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字・ロゴマークの大きさは1文字あたり最大で20センチメートル角までとする。
- 4) 文字の大きさや書体は、原則として企業名、歩道橋名の全てを統一すること。ただし企業ロゴ等の使用により統一することが困難な場合は、別途協議の上定めるものとする。
- 5) 原則として、文字の色彩は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の2色までとし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等と誤認の危険性のある色等は使用しないこと。
- 6) 原則として、景観に配慮したデザインにすること。

### (5) 費用負担・諸手続等

ネーミングライツ料とは別に愛称の表示に伴い発生する費用負担及び諸手続等は、原則、次のとおりです。

- ①愛称の表示又は抹消又は撤去に伴う費用はネーミングライツパートナーの負担となります。
- ②愛称の表示にあたって必要となる、群馬県の屋外広告物許可申請及び、警察等関係機関との協議は、町が実施いたします。
- ③愛称の表示に伴う道路占用許可申請はネーミングライツパートナーによるものとしませんが、道路占用料は免除いたします。
- ④表示物の毀損・汚損等が生じた場合又は表示物により第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツスポンサーの負担により補修又は賠償するものとします。

| 区分                              | 町 | ネーミングライツ<br>パートナー |
|---------------------------------|---|-------------------|
| 愛称の表示・抹消・撤去の費用負担                |   | ○                 |
| 屋外広告物許可申請・警察等関係機関との協議           | ○ |                   |
| 道路占用許可申請                        |   | ○<br>(占用料は免除)     |
| 毀損・汚損等又は第三者に損害を与えた場合の<br>補修又は賠償 |   | ○                 |

#### (6) 愛称表示以外のネーミングライツパートナー特典

- ①施設等への愛称表示のほか、ネーミングライツパートナー特典を設定しています。  
(別紙のとおり) このほかにも希望されるネーミングライツパートナー特典があれば、ご提案ください。
- ②ネーミングライツパートナー特典の権利は、第3者への譲渡等はできません。

#### (7) 応募資格

応募資格を有する者は、法人、事業を営んでいる個人又はそれらにより構成された団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ①法令等に違反している者
- ②風俗営業等を営む者
- ③貸金業を営む者
- ④インターネット異性紹介事業を営む者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの関係者
- ⑥民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続中の者又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続中の者
- ⑦行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ⑧本町の町税等を滞納している者
- ⑨その他、広告掲載を行う者として適当でないと認められるもの

#### (8) 応募に際しての留意事項

- ①必要に応じて追加書類を求めることがあります。
- ②提出された申請書等は、選定する以外に無断で使用しないものとします。
- ③提出された申請書等の変更、差替え、再提出及び返却には応じられません。
- ④情報公開請求があった場合は、大泉町情報公開条例に基づき公開することがあります。

- ⑤法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は申請者が負うことになります。
- ⑥申請者は同一の施設において複数の申請を行うことはできません。
- ⑦応募に関し必要な費用は、申請者の負担となります。

#### 4 応募方法

##### (1) 募集期間

令和7年10月15日（水）から

令和7年11月14日（金）午後5時15分まで（郵送の場合必着）

※ 町ホームページより申込書をダウンロードし郵送又は持参にてお申し込みください。

##### (2) 提出書類

申込先まで次の書類を提出してください。

- ・ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）
- ・法人の概要を記載した書類
- ・定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ・法人の登記事項証明
- ・直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ・直近1事業年度分の納税証明書（国税、都道府県税、市町村税を滞納していないことを証明する書類）

##### (3) 提出部数

正本1部、副本1部（副本はコピー可）

##### (4) 提出方法

- ①提出書類を作成の上、申込先（別紙1、別紙2のとおり）に持参又は郵送により提出してください。
- ②郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法により提出してください。

##### (5) 問い合わせ

問い合わせ先は、別紙1、別紙2のとおりです。

なお、募集期間中及び募集締切後であっても、応募の有無、他社の申請内容等の問い合わせについては、お答えすることはできません。

#### 5 審査方法

##### (1) 審査

大泉町広告等審査委員会（以下、審査委員会という。）において、選定の審査を行います。

##### (2) 優先交渉者の選定

審査委員会において、提出のあった申込書および添付書類に基づき、応募者、愛称、ネーミングライツ料、地域貢献等の実績を総合的に審査し、優先交渉者を選定します。応募が1者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②提出書類に不備がある場合
- ③愛称使用に係る条件、応募資格に違反している場合
- ④その他不正行為があった場合

### (4) 選考結果の決定及び公表

全ての応募者に対して、選定の結果について速やかに理由を付して文書で回答することとします。

また、選定結果については、町ホームページで公表します。

なお、選定されなかった者については、公表しないこととします。

### (5) 協議及び契約

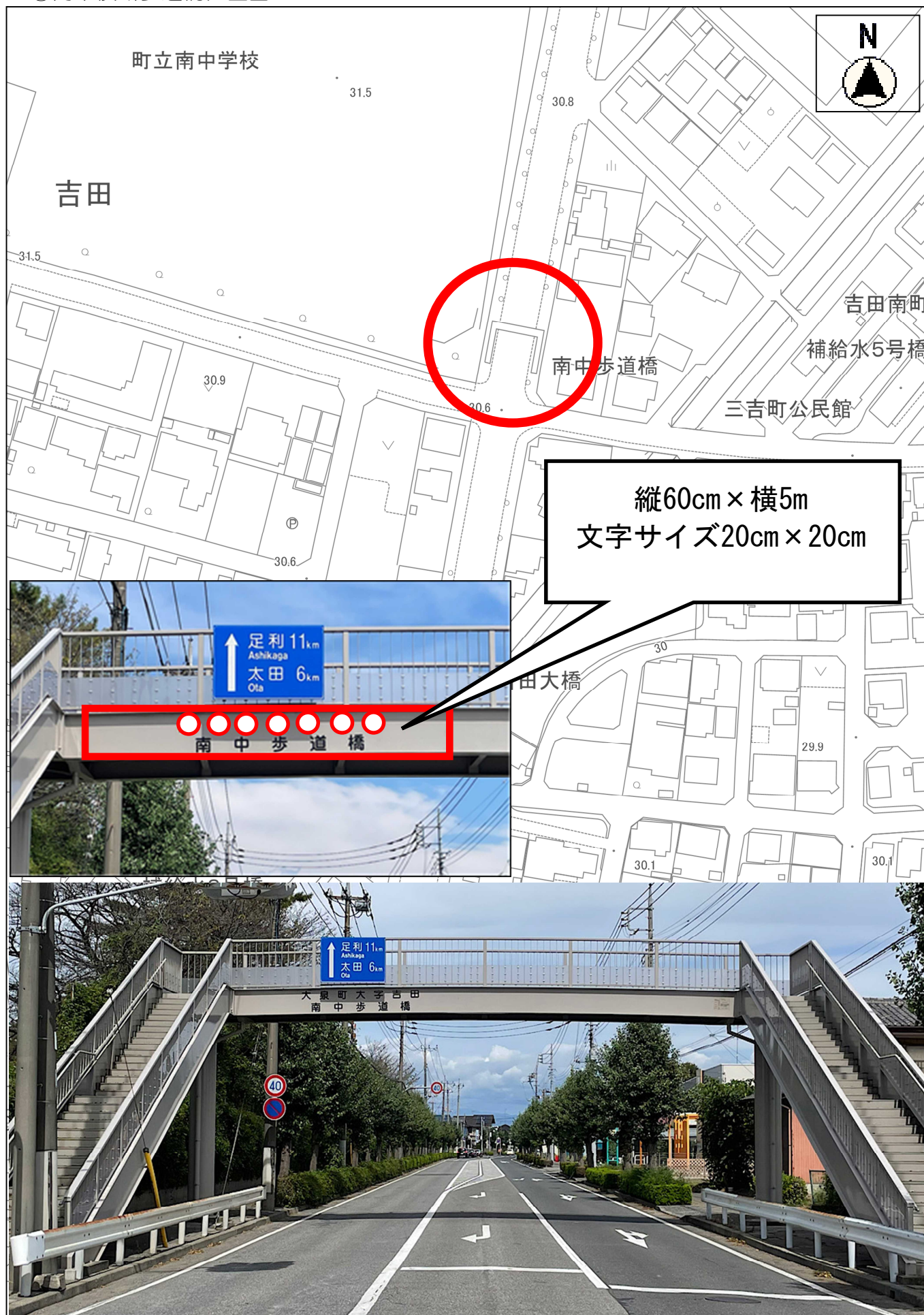
町は、選定者と速やかにネーミングライツの実施に関する協議を行い、協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し契約を締結します。契約締結後、速やかに当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等の公表を行います。

なお、契約に至らなかった場合、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

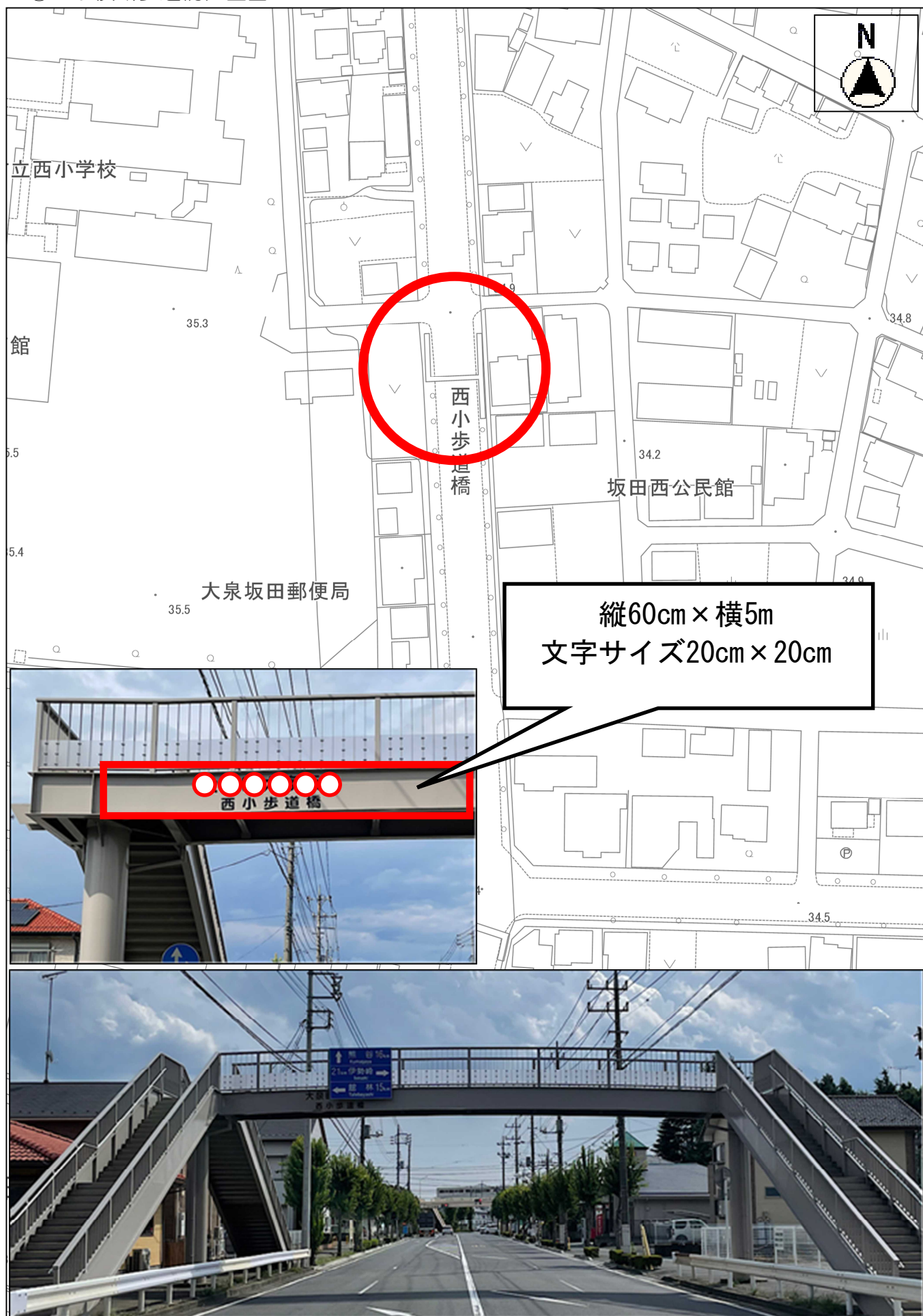
## 6 その他

本要項により難いと判断される事項の取扱いについて、別途協議等をさせていただくことがあります。

①南中横断歩道橋位置図



## ②西小横断歩道橋位置図



## 別紙 1

|                            |                                                                                                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名                        | 南中横断歩道橋                                                                                                           |
| 所在地                        | 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田地内                                                                                                   |
| 設置目的                       | 小・中学校に通学する生徒及び近隣住民の道路横断の安全を確保することを目的として設置された施設                                                                    |
| ホームページ                     |                                                                                                                   |
| 希望ネーミングライツ料<br>(年額)        | 30万円以上(消費税及び地方消費税を除く)                                                                                             |
| 希望契約期間                     | 5年                                                                                                                |
| 施設概要                       | ①施設概要:歩行者専用歩道橋<br>②路線名:1級路線町道7号線<br>③供用年月日:昭和51年3月<br>④橋 長:15.3m<br>⑤施設管理者:大泉町                                    |
| 愛称使用に係る条件                  | 募集要項3(1)及び(4)表示上・施工上の留意事項の条件に加え、愛称の後に「南中横断歩道橋」を使用してください。<br>※不明な点等がある場合は、お問い合わせください。                              |
| 愛称看板等の設置箇所                 | 歩道橋の桁面の左側(走行車線側)<br>※設置箇所、大きさ・デザインなどは、町と協議を行います。                                                                  |
| ネーミングライツ<br>パートナー<br>企業の特典 | ①代表者へのインタビューを広報紙へ掲載<br>(応募の動機、地域貢献への考え方などについてPRが可能)                                                               |
| その他                        |                                                                                                                   |
| 問い合わせ先<br>申込先              | 大泉町役場 都市建設部 土木管理課<br>〒370-0595<br>群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号<br>(持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの8時30分から17時15分まで。郵送の場合は、期間内必着のこと) |

## 別紙 2

|                            |                                                                                                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名                        | 西小横断歩道橋                                                                                                           |
| 所在地                        | 群馬県邑楽郡大泉町大字坂田地内                                                                                                   |
| 設置目的                       | 小・中学校に通学する生徒及び近隣住民の道路横断の安全を確保することを目的として設置された施設                                                                    |
| ホームページ                     |                                                                                                                   |
| 希望ネーミングライツ料<br>(年額)        | 40万円以上(消費税及び地方消費税を除く)                                                                                             |
| 希望契約期間                     | 5年                                                                                                                |
| 施設概要                       | ①施設概要:歩行者専用歩道橋<br>②路線名:1級路線町道8号線<br>③供用年月日:昭和51年3月<br>④橋 長:17.6m<br>⑤施設管理者:大泉町                                    |
| 愛称使用に係る条件                  | 募集要項3(1)及び(4)表示上・施工上の留意事項の条件に加え、愛称の後に「西小横断歩道橋」を使用してください。<br>※不明な点等がある場合は、お問い合わせください。                              |
| 愛称看板等の設置箇所                 | 歩道橋の桁面の左側(走行車線側)<br>※設置箇所、大きさ・デザインなどは、町と協議を行います。                                                                  |
| ネーミングライツ<br>パートナー<br>企業の特典 | ①代表者へのインタビューを広報紙へ掲載<br>(応募の動機、地域貢献への考え方などについてPRが可能)                                                               |
| その他                        |                                                                                                                   |
| 問い合わせ先<br>申込先              | 大泉町役場 都市建設部 土木管理課<br>〒370-0595<br>群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号<br>(持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日は除く)までの8時30分から17時15分まで。郵送の場合は、期間内必着のこと) |